

平成 20 年度第 8 回化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会
議事概要（案）

1 日時、場所

平成 21 年 5 月 15 日（金）16:00～18:00
厚生労働省 5 階 専用第 12 会議室

2 出席者

- (1) 参集者：内山委員、大前委員、小西委員、櫻井委員、清水委員、名古屋委員、本間委員
(2) 事務局：榎本化学物質対策課長、島田化学物質評価室長、大淵化学物質評価室長補佐、井上中央労働衛生専門官、半田環境改善室長

3 議事概要

- (1) 第 7 回議事概要の確認（資料 8-1）
事務局より、第 7 回検討会の議事概要について説明した。
- (2) 平成 20 年度リスク評価対象物質の評価値について（資料 8-2、資料 8-3、資料 8-4）
第 7 回検討会において二次評価値について結論が出なかった 1, 2-ジブロモエタン及び事務局より二次評価値について再確認を求めた 4, 4'-ジアミノジフェニルエーテルについて検討を行った。

① ACGIH、日本産業衛生学会等の許容濃度等が設定されているもの

(No. 20) 1, 2-ジブロモエタン

- ・第 7 回検討会において、二次評価値の暫定値 0. 5ppm (3. 85mg/m³)（英国の WEL、提案理由書は入手不可）は、有害性総合評価表に記載されている反復投与毒性の評価レベル（2 種類）及び生殖毒性の評価レベルよりも高いため、二次評価値についてさらに検討が必要であるとされていたが、二次評価値について議論するためには、これらの評価値の根拠になったオリジナル論文や、1, 2-ジブロモエタンと構造類似の物質の提案理由書を参照する必要があるとされ、これらの資料を入手した段階で再度検討することとされた。

② その他（事務局より再確認依頼）

(No. 14) 4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル

○No. 14 の二次評価値については、第 4 回検討会において次のような結論が得られていた。

- ・4, 4'-ジフェニルメタンジアミン（No.41）と比べると、中央が-CH₂-（メチレン基）ではなく O（酸素）なので、肝毒性は弱い、アミンとしての毒性はほぼ同じ。

- ・ アミノ基があるので、ジフェニルエーテルより毒性は強いと予想される。
 - ・ ジフェニルエーテルの TLV が 1ppm、4, 4 ‘-ジフェニルメタンジアミンの TLV が 0.1ppm であり、発がん性を考慮し、4, 4 ‘-ジフェニルメタンジアミンの TLV と同じ 0.1ppm (0.82mg/m³) を二次評価値とする。
- しかしながら、第 7 回検討会で 4, 4 ‘-ジフェニルメタンジアミン (No.41) の二次評価値として、ACGIH の TLV ではなく、日本産業衛生学会の許容濃度 (0.4mg/m³=0.05ppm) を採用したが、No.14 の二次評価値を No.41 の二次評価値と合わせると、厳しくなりすぎるおそれがあるため、事務局より再確認を依頼した。
- 検討の結果、数値は第 4 回検討会の結論である 0.1ppm (0.82mg/m³) をそのまま採用し、その理由を「発がん性を考慮し、ジフェニルエーテルの TLV (1ppm) の 1/10 とする。」に変更することとされた。

(3) 平成 20 年度検討会報告書について

① 平成 20 年度の評価対象物質の今後の対応 (資料 8-5)

事務局より、平成 20 年度の評価対象 44 物質の検討概要及び今後の対応を、3 つのグループに分けて説明した。

- 1) 有害物ばく露作業報告の提出があり、ばく露実態調査 (測定) が実施できたもの (計 20 物質)
- 2) 有害物ばく露作業報告の提出があったが、事情によりばく露実態調査 (測定) が実施できなかったもの (計 4 物質)
- 3) 有害物ばく露作業報告の提出がなかったもの (計 20 物質)

② 平成 20 年度検討会報告書の総論 (資料 8-6 の総論部分)

事務局より、平成 20 年度検討会報告書の総論部分を説明し、概ね了承された。

③ 平成 20 年度検討会報告書の初期リスク評価書 (資料 8-6 の初期リスク評価書)

事務局より、平成 20 年度検討会報告書の初期リスク評価書 (1 番~9 番、15 番) を説明し、委員より以下の指摘を受けたことから、今後、事務局で該当箇所を修正することとなった。

○1 番 (イソプレン)

- ・ 本文及び参考 1 において、発がん性の根拠として IARC の評価 (2B) のみ記載されているが、EU の評価 (2) についても記載すること。
- ・ 物理化学的性状のうち、換算係数の欄において、温度を @ 付きで示しているが、@ は使用せず括弧内に記載すること。
- ・ 単位が「mg/m³」と記載されているところがあるが、「mg/m³」に修正すること。
- ・ 参考 4 において、測定方法は何を根拠にしたのかを明記すること。たとえば、NIOSH マニュアルであれば、その旨を示すこと。

○2 番 (2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル)

- ・ 測定結果のグラフ中、「TLV」となっている箇所は、「TLV-TWA」に修正すること。

- ・個人ばく露測定結果のグラフ中、二次評価値を示す線が抜けているので、追加すること。
- ・参考4の標準測定分析法では脱着率が30.8%となっているが、実際の測定ではどうだったのか確認すること。

○3番（オルト-アニシジン）

- ・遺伝毒性の欄において、「サルモネラ菌」となっているものと「ネズミチフス菌」となっているものがあるため、どちらかに統一すること。

○4番（オルト-ニトロトルエン）

- ・参考4の保存性の欄において、「活性炭管に捕集した場合」となっているが、サンプラーの欄では「シリカゲル」となっているため、「シリカゲル管に捕集した場合」に修正すること。

○5番（2-クロロ-1,3-ブタジエン）

- ・特段の指摘なし

○6番（コバルト化合物）

- ・評価値の欄において、単位として「mg/m³」と「ppm」が併記してあるが、コバルト化合物は蒸気圧が低いので、ppmは不要であること。

○7番（酸化プロピレン）

- ・特段の指摘なし

○8番（4,4'-ジアミノジフェニルエーテル）

- ・測定結果の桁数が揃っていないので、有効数字を確認すること。

○9番（4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン）

- ・高速液体クロマトグラフの検出器が、本文では「DAD」と記載され、参考4では「UV」と記載されているため、どちらが正しいか確認すること。

○15番（1,3-プロパンスルホン）

- ・労働ばく露は低いが、がん原性が非常に強い物質であるため、通常の評価手順とは異なる評価を行うことについて事務局より説明し、了解が得られた。
- ・なお、報告書の総論部分にその旨を記載することとなった。
- ・測定の定量下限を10σとしている場合と、検出下限の3倍としている場合とがあるため、統一すべきであること。
(事務局より、測定方法の検討時期により、異なっている旨を説明)

4 今後の日程

第9回は5月28日（木）に開催し、引き続き検討会報告書について議論することとされた。